省令

○総務省令第九十三号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　基幹放送	第四章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　基幹放送事業者	第二節　［同上］
第一款　認定等（第六十一条―第八十一条の二）	第一款　認定等（第六十一条―第八十一条の四）
第二款　業務（第八十二条―第八十六条の三）	第二款　業務（第八十二条―第八十六条）
［第三節　略］	［第三節　同上］
第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十三）	第三節の二　特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）
［第四節～第六節　略］	［第四節～第六節　同上］
第五章　一般放送	第五章　［同上］
第一節　登録等	第一節　［同上］
第一款　登録一般放送事業者（第百三十三条―第百三十九条）	第一款　登録一般放送事業者（第百三十三条―第百四十条）
第二款　届出一般放送事業者（第百四十条―第百四十四条）	第二款　届出一般放送事業者（第百四十一条―第百四十四条）
［第三款　略］	［第三款　同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
［第六章～第九章　略］	［第六章～第九章　同上］
附則	附則
第四章　基幹放送	**第四章**　［同上］
第二節　基幹放送事業者	**第二節**　［同上］
第一款　認定等	**第一款**　［同上］
第六十二条～第六十七条　［略］	**第六十一条の二～第六十六条**　［同上］
［削る］	（不適法な申請書等） **第六十七条**　基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。 2　前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。